

第 388 月例会・報告目次

日 時 : 2021 年 4 月 17 日 10:00～ (Zoom™配信)

報告者 : 池 田 佳 史 会 員 (弁 護 士、栄 光 総 合 法 律 事 務 所)

テ ー マ : 内 部 通 報 制 度 ～ 公 益 通 報 者 保 護 法 改 正 を 含 め て

---

報告目次

はじめに

第1 公益通報者保護法と内部通報制度の関係について

第2 公益通報者保護法改正について

1 改正の経緯

2 不利益扱いから保護する通報者の範囲

3 通報対象事実の範囲

4 外部通報の保護要件

(1)改正前の制度

(2)役員以外の場合についての改正後の制度

(3)役員の場合の改正後の制度

5 内部通報体制の整備

(1)公益通報対応業務従事者

(2)内部公益通報対応体制整備義務

6 外部通報体制の整備と行政通報窓口の一元化、権限を有する行政機関が指定した者への拡張

7 守秘義務

8 不利益扱いをした事業者等に対する行政罰と守秘義務違反に対する刑罰

9 通報行為に伴う賠償責任

第3 内部通報規程の改定

1 公益通報対応業務従事者の明確化

2 通報資格者の拡大

3 経営層の関与する違法行為について

4 匿名通報

5 教育・周知

第4 認証制度

第5 CGコード

おわりに

以 上